

## 長久手市公共施設の使用料等減免要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が設置する地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条第1項の規定に基づく公の施設の使用料について、他の要綱に定めるものを除くほか、減免を適用する基準を定め、もって統一かつ客観的な運用を図ることを目的とする。

### (対象となる公の施設)

第2条 この要綱において対象となる公の施設は、別表第1に掲げる施設とする。

### (使用料等の減免)

第3条 使用料等の減免基準は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により減免した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料等については、なお従前の例による。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施設名
長久手市体育施設設置及び管理に関する条例に規定する施設
長久手市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例に規定する施設
長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例に規定する施設
色金山歴史公園の設置及び管理に関する条例に規定する施設
長久手交流プラザの設置及び管理に関する条例に規定する施設
長久手市文化の家条例に規定する施設
長久手市公民館条例に規定する施設
長久手市福祉の家条例に規定する施設
長久手古戦場野外活動施設条例に規定する施設
長久手市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例に規定する施設
長久手市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則に規定する施設
長久手市地域共生ステーション条例に規定する施設
リコモテラス公益施設条例に規定する施設

別表第2（第3条関係）

区分	対象施設	免除	減免 (5割)
(1) 市または市の機関が行政目的のために利用する場合	全施設（指定管理導入施設を除く）	○	
(2) 指定管理者が、市からの受託事業を実施するために利用する場合	全施設（指定管理導入施設を除く）	○	
(3) 市又は市の機関が構成員となっている研究会、連絡会、協議会等がその設置目的のために利用する場合	全施設（指定管理導入施設を除く）	○	
(4) 国若しくは愛知県の機関または市の加入する一部事務組合若しくは広域連合が行政目的のために利用する場合	全施設（指定管理導入施設を除く）	○	
(5) 市立小学校又は市立中学校が教育目的のために利用する場合	公民館、体育施設（学校施設含む）、中央図書館	○	
(6) 長久手市文化協会、長久手市郷土史研究会、日本ボーイスカウト愛知連盟長久手第1団、前熊古典芸能保存会、前熊の山車保存会、長久手市小中学校PTA連絡協議会が主催又は他団体と共催する事業のために利用する場合	公民館、体育施設（学校施設含む）、茶室管理棟、中央図書館		○
(7) (6)の各団体の下部団体が主催する事業又は(6)の各団体が所属する上部団体が行う事業で(6)の団体も参加して行う事業のために利用する場合	公民館、茶室管理棟、中央図書館		○
(8) 長久手市スポーツ協会、長久手市レクリエーション協会が主催又は他団体と共催する事業のために利用する場合	公民館、体育施設（学校施設含む）、和弓場、中央図書館		○
(9) (8)の各団体の下部団体が実施する事業又は(8)の各団体が所属する上部団体が主催する事業、広域（長久手市民（50%以上）を含む）の「青少年健全育成を目的とする団体」等が互いに交流し実施する事業のために利用する場合	公民館、体育施設（学校施設含む）、和弓場、中央図書館		○
(10) 各小学校区の地域共生ステーションに登録した団体	地域共生ステーション	○	
(11) 市内の福祉団体で市がその事業費を助成している団体が福祉に関する目的で実施する事業のために利用する場合	福祉の家	○	
(12) 上記のほか、別途定める公共的又は公益的な団体が主催又は他団体と共催する事業のために利用する場合	公民館、体育施設、学校施設、茶室管理棟、中央図書館		○
(13) (6)、(8)及び(12)の団体が主催する事業で利用する場合	文化の家		3割
(14) (2)、(3)、(4)及び指定管理者が自主事業で利用するとき	リニモテラス公益施設	○	
(15) 市長が指定した団体が利用する場合	指定施設	指定割合	指定割合